

資料 1

「障害のある人もない人も共に生きる熊本 づくり条例」の見直しについて

① 見直しの理由、視点について

1 見直しの理由

条例附則に見直し規定がある。

→ 条例施行から3年が経過したことから、これまでの条例の施行状況等を勘案しながら、必要がある場合には条例改正を行う。

○条例附則第3項

「知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

2 見直しに当たっての視点

- (1) 条例施行後3年間の状況を踏まえて、必要な規定の整備を図る。
- (2) 障害者差別解消法の施行に合せて、必要な規定の整備を図る。
- (3) 障がい者団体、事業者等の意見交換等を通じて、必要な規定の整備を図る。

3 主な検討項目

- ① 「障害者」の定義
- ② 「差別」の括り
- ③ 「不利益取扱い」の対象、範囲
- ④ 「合理的配慮」の対象、範囲
- ⑤ 地方公共団体等職員対応要領の作成
- ⑥ 調整委員会の対象事案の範囲
- ⑦ 地域協議会の設置

4 検討スケジュール

- 5月25日 調整委員会
6月下旬～ 障がい者団体・家族団体との意見交換
7月～9月 事業者等への説明
　　調整委員会
10月 パブリックコメント
12月 県議会へ条例改正提案
平成28年4月1日 改正条例施行（障害者差別解消法施行）

② 条例施行後3年間の状況について

1 相談活動の状況

(1)相談体制

障がい者支援課に広域専門相談員を、各地域に地域相談員を配置している。地域相談員については、各市町村における身体障害者相談員・知的障害者相談員の委嘱の状況により、人数の変動が生じているが、現在のところ相談体制に支障は出でていない。

【表1】相談員の設置状況

(単位:人)

		H24	H25	H26
広域専門相談員		4	4	4
地域相談員	身体障害者相談員	120	117	107
	知的障害者相談員	47	47	45
	精神障がいに関する相談員	15	15	15
	計	182	179	167

(2)相談件数

相談件数は年々増加傾向にあるが、内訳を見ると、「不利益取扱い」と「合理的配慮」の相談件数はほぼ横ばいであり、差別事案が増加しているという傾向はない。

「虐待」については、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されており、同法の対象外となる事案を条例の虐待事案と捉えているが、件数の中には、相談者からの聞き取りが進み、障害者虐待防止法への対象事案に切り替えて対応した事案や、既に障害者虐待防止法の対応が進んでいた事案なども含まれている。

「その他」の件数が最も多く、年々増加しているが、条例の制度の周知の効果が表ってきたものと思われる。

【表2】相談件数

(単位:件数)

	H24	H25	H26
不利益取扱い	11(321)	7(37)	7(82)
合理的配慮	17(107)	22(218)	18(142)
虐待	9(64)	13(99)	25(179)
その他の相談	68(598)	80(304)	113(446)
新規計	105(1090)	122(658)	163(849)
(継続事案)	—	11(639)	11(498)
計(新規+継続)	105(1090)	133(1297)	174(1347)

※括弧内は対応回数。

(3) 不利益取扱いの内訳

条例では8分野に整理しており、寄せられた相談分野は年度によって違いがあるが、3年間を通してみると、「情報提供」に関する相談を除く全分野の相談が寄せられている。

また、不利益取扱いに該当すると思われるが8分野には該当しないというような事例はなかった。

【表3】不利益取扱いの内訳

(単位:件数)

	H24	H25	H26
① 福祉サービス	1	1	1
② 医療	2	2	0
③ 商品販売・サービス提供	0	1	2
④ 労働者の雇用	3	2	2
⑤ 教育	1	0	1
⑥ 建物等・公共交通機関の利用	3	0	0
⑦ 不動産の取引	1	1	1
⑧ 情報の提供など	0	0	0
計	11	7	7

(4) 合理的配慮の内訳

合理的配慮の相談については、バリアフリーなどの建物の構造に関する相談よりも、施設職員や店員の接遇に関する相談（人に関するもの）が多くなっている。ルールに関するものは金融機関等における代筆に関する相談が多い。

【表4】合理的配慮の内訳

(単位:件数)

	H24	H25	H26
人に関するもの(窓口対応等)	10	9	11
ルールに関するもの(制度、慣行等)	4	9	3
物に関するもの(建物の構造等)	3	4	4
計	17	22	18

(5)虐待の内訳

障害者虐待防止法の対象とならない親戚や友人による暴言、病院や学校における暴言などが「心理的虐待」として多くなっている。

なお、相談件数のうち、障害者虐待防止法の対象となった(なっていた)事案は、平成25年度2件、平成26年度5件となっている。

【表5】虐待の内訳

(単位:件数)

	H24	H25	H26
身体的虐待	5	2	7
心理的虐待	5	10	13
放棄・放任	1	0	3
性的虐待	2	1	3
経済的虐待	2	0	6
計	15	13	32

※虐待は複合して行われることがあるため(2)の件数とは一致しない場合がある。

(参考)県内の障害者虐待防止法の虐待件数 (単位:件数)

	H24	H25
養護者による虐待	16(33)	13(49)
障害者福祉施設従事者等による虐待	2(14)	7(29)
使用者による虐待	3(10)	11(14)
計	21(57)	31(92)

※認定件数。括弧内は通報件数。平成24年度は法施行後の6ヶ月間

(6)その他の相談の内訳

他の相談には様々なものが寄せられており、障害者支援施設に対する意見や要望が多くなってきている。

本来、条例の相談対応外のものであるが、相談内容を聞いていくうちに、不利益取扱いや虐待に関する内容が明らかになる場合もあり、幅広く話を聞くように努めている。相談件数の過半数を占めているが、現在のところ現行の相談体制で対応できている。

【表6】その他の相談の内訳

(単位:件数)

	H24	H25	H26
友人や近所とのトラブルに関する相談	13	4	2
各種手続についての問合せ	12	13	9
個別の施設等への意見・要望	5	17	29
障がいの定義や特性等についての質問	5	1	1
障がい者への適切な対応の方法に関する問合せ	2	3	5
条例や障がいについての啓発の要望	2	1	1
その他生活に関する内容	29	41	66
計	68	80	113

2 調整委員会への申立て

(1) 申立て件数

3年間で3件（平成24年度2件、平成26年度1件）の申立てが行われた。
いずれも広域専門相談員の調整後に行われている。

(2) 申立て内容

申立てができるのは、条例の不利益取扱いに関する事案であるが、3件のうち2件は合理的配慮に関する事案、1件は県の制度・政策に関する事案であった。

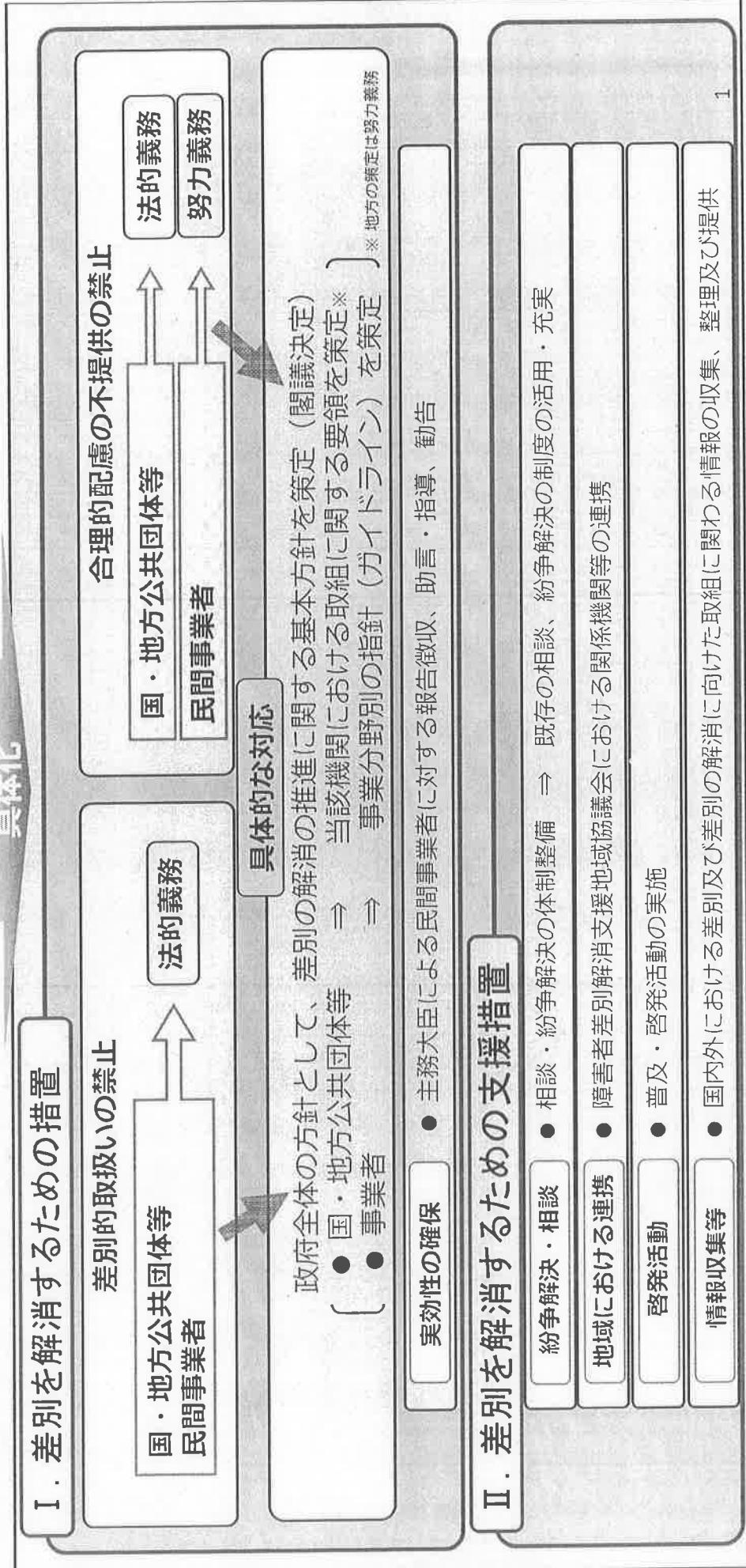
(3) 審理結果

3件とも条例の不利益取扱いに該当する事案ではなかったため、調整委員会の助言・あっせんは行われなかった。

なお、いずれの事案も広域専門相談員から制度の説明を重ねて行ったが相談者の理解が得られず、申立てに至っている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

障害者基本法 第4条	第1項：障害を理由とする差別の権利侵害行為の禁止	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止
基本原則 差別の禁止	何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することの他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。



④見直しの論点について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p>	<p>私たちが住む熊本県では、先人のたゆまぬ努力により、共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、その地域社会には、障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障害者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況がある。</p> <p>これまで、障害者への理解を深める様々な取組が行われてきたにもかかわらず、このような状況が続く背景には、障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。今、私たちは、障害者を取り巻くこれらの障壁を取り除く取組が求められている。</p> <p>国内外において、障害者の権利を擁護する意識が高まりつつある中で、熊本県においても、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならない。</p> <p>ここに、この使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を着実に築き、次の世代に引き継いでいくことを目指して、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第一条 この条例は、障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策(以下この章及び第22条第1項において「障害者の権利擁護等のための施策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p>

(法律)

(条例)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

論点①

「障害者」の定義

(法律)

(条例)

- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
- イ 独立行政法人 (独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)
- ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各自の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(法律)

(条例)

<p>(国民の責務)</p> <p>第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。</p>	<p>(県民の役割)</p> <p>第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)</p> <p>第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第7条 県は、障害者の権利擁護等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針</p> <p>第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p>	<p>（略）</p>
<p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向 二 行政機関等が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 三 事業者が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要な事項 <p>3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定</p>	<p>（略）</p>

(法律)

があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

論点③

「不利益取扱い」

(1) 対象

(2) 範囲

(条例)

論点②

「差別」の括り

第2章 障害者の権利擁護

第1節 不利益取扱いの禁止等

(不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。

(1) 障害者に社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第 17 項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第 12 項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第 10 項に規定する共同生活介護若しくは同条第 16 項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。

(3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア 障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

(法律)

(条例)

 <p>○法律</p> <p>○条例</p>	<p>(4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。</p> <p>(7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようるために必要な指導又は支援を講じうこと。 イ 障害者又はその保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者をいう。第 16 条第 2 項において同じ。)への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校(同法第 1 条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)をいう。)を指定すること。 <p>(8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他</p>
---	--

(法律)

(条例)

の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとなるよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。

論点④

「合理的配慮」

(1) 対象

(2) 範囲

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

(法律)

(条例)

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するため必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

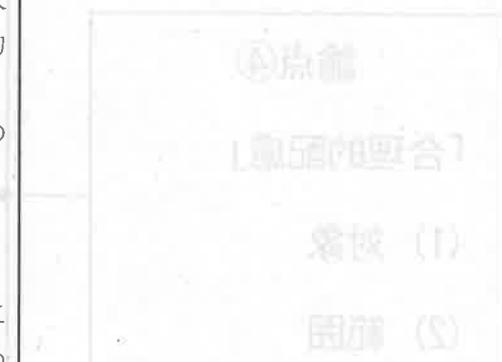
2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める

論点⑤

対応要領の作成



(法律)

(条例)

事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(虐待の禁止)

第10条 何人も、障害者に対し、次に掲げる行為(次条第1項において「虐待」という。)をしてはならない。

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (3) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (4) 障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第2節 不利益取扱い等に関する相談

(特定相談)

第11条 何人も、県に対し、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談(次項及び第14条第1項において「特定相談」という。)をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(地域相談員)

第12条 県は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができ

(法律)

(条例)

	<p>きる。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号) 第 12 条の 3 第 3 項に規定する身体障害者相談員</p> <p>(2) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 2 第 3 項に規定する知的障害者相談員</p> <p>(3) 障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適當と認める者</p> <p>2 知事は、前項第 3 号の者に委託をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(第 22 条に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。)の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 第 1 項の規定による委託を受けた者(以下「地域相談員」という。)は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。</p> <p>4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。</p>
	<p>(広域専門相談員)</p> <p>第 13 条 知事は、第 11 条第 2 項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により委嘱をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。</p> <p>4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。</p>

(指導及び助言)

- 第 14 条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。
- 2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

論点⑥
調整委員会の
対象事案の範囲

(連携及び協力)

第 15 条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第 3 節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み

(助言又はあっせんの求め)

第 16 条 不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案(以下この条及び次条において「対象事案」という。)の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

2 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、前項に規定する求めをすることができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第 17 条 知事は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による求めがあったときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないと認めるときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。

3 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

4 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

(勧告)

第 18 条 熊本県障害者の相談に関する調整委員会

(法律)

(条例)

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

は、あっせん案を提示した場合において、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、不利益取扱いをしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前条第3項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第19条 知事は、前条第2項又は第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第20条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

第3章 県民の理解の促進

第21条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(法律)

(条例)

第4章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会

- 第22条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。
- 2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
 - 3 調整委員会は、委員15人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることがある。
 - 7 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 8 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

論点⑦

地域協議会の設置

(法律)

(条例)

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるととき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるとときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第5章 雜則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(法律)

(条例)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(罰則)

第24条 第13条第4項又は第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

